

2012年8月10日

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子
實生 律子
山口みつ子

高校授業料無償化の更なる拡充および奨学金制度の見直しを求める要望書

国際婦人年連絡会は1975年に国連が提唱した国際婦人年の目標「平等・開発・平和」の実現のために、その年、国内のあらゆる全国組織の女性団体が超党派で結成した団体です。5年毎に「NGO日本女性大会」を開催し、取り組みの評価、点検を行い、5年毎の具体的な行動目標をたて、男女平等参画社会実現に向け活動しています。

「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度」が2010年にスタートして3年目になりました。公立では「授業料の心配がない」との安心感が高校生の学ぶ意欲を高め、私立では学費負担の軽減により、経済的理由による中退や学費滞納の減少、進学者の増加等の教育効果を上げています。しかし、公立高校では授業料以外にも学費がかかり、私立高校での授業料は一部軽減でも無償にはなっていません。経済的不安が無く、誰でも安心して学べるようになるために、更なる家庭の教育費負担軽減の実現が求められています。

貧困化拡大の中、大学生の奨学金制度利用状況は、1998年の20%から2010年は50%に増加しています。金銭の心配なく学べる環境を保障することは男女が等しく大学等へ進学することを可能にします。そのためにも文部科学省が3年連続で概算要求した高校生に対する給付制奨学金制度、昨年度の概算要求に盛り込まれた大学生に対する給付制奨学金制度の一日も早い実現が待たれています。

これらの取り組みを進めていくためにも、中等・高等教育の漸進的無料化を規定した国際人権規約社会権規約13条2項(b)(c)の一日も早い留保撤回が求められます。世界的には、高校は「授業料無償」が多く、大学も「授業料無償」や「給付制奨学金」により私費負担が低く抑えられています。日本の場合は、高い授業料と貸与奨学金という、世界の標準からかけ離れた状況下にあります。外務大臣は2月に「留保撤回を指示した」と発言されました。この発言に基づいた取り組みを真摯に進めていくことを切望します。

以上のことから、下記事項について強く要望します。

記

1. すべての高校生の授業料無償化の更なる拡充を行うこと
1. 高校生、大学生に対する給付制奨学金制度を創設すること
1. 国際人権規約社会権規約13条2項(b)(c)の留保を一日も早く撤回すること

以上